

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(平成元年8月22日規則第49号)

最終改正:令和3年3月31日規則第10号

改正内容:令和3年3月31日規則第10号

○産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則

平成元年8月22日規則第49号

改正

平成4年7月3日規則第61号
平成8年3月22日規則第14号
平成10年6月16日規則第64号
平成13年3月30日規則第77号
平成16年3月31日規則第35号
平成22年6月14日規則第35号
平成26年3月31日規則第19号
令和3年3月31日規則第10号

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則をここに公布する。

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年兵庫県条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(産業廃棄物処理施設)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める産業廃棄物処理施設は、次に掲げる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の処理施設及び積替施設（以下「産業廃棄物の処理施設等」という。）を除く産業廃棄物の処理施設等とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項の規定により都市計画に定められた産業廃棄物の処理施設
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定による許可を受けて設置する産業廃棄物の処理施設
- (3) 産業廃棄物を排出する者が当該産業廃棄物を自ら処理するために設置する産業廃棄物の処理施設等であって知事が生活環境の保全上支障がないと認めるもの

(軽微な変更等)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わない変更
- (2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更

(事業計画書)

第4条 条例第6条に規定する事業計画書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第6条の規定による事業計画書の提出は、法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出の前に行わなければならない。

3 条例第6条第7号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施するにつき必要な他の法令の許可等の種類
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(周知計画書)

第5条 条例第7条に規定する周知計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 条例第7条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 広告及び縦覧に関する事項
- (2) 説明会以外の周知の方法に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(広告)

第6条 条例第8条（条例第16条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による広告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業計画書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 説明会の場所及び日時
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項に規定する広告は、関係住民への印刷物の配布、関係住民が居住する地域（以下「関係地域」という。）の公共の場所の掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法により行わなければならない。

(縦覧場所等)

第7条 条例第8条に規定する縦覧（以下「縦覧」という。）は、関係地域において行わなければならない。ただし、関係地域内に適当な縦覧場所がない場合にあっては、関係地域の周辺の地域（以下「周辺地域」という。）において縦覧を行うことができる。

- 2 縦覧場所には、縦覧簿を備え付けなければならない。
- 3 縦覧に供された事業計画書を縦覧する者は、前項に規定する縦覧簿に氏名、住所その他必要な事項を記載しなければならない。
(縦覧の時間等)

第8条 縦覧は、次に掲げる日を除き、月曜日から金曜日までにあつては9時30分から16時30分まで、土曜日にあつては9時30分から12時まで行わなければならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
(関係市町の長への要請事項)

第9条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第6条第6号に規定する生活環境の保全のための措置に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(説明会の開催方法等)

第10条 事業者は、説明会を関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がない場合にあつては、周辺地域において開催することができる。

- 2 事業者は、説明会において、関係住民に対し、事業計画の内容を平易に記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、条例第11条の規定による意見書(様式第3号)を提出できることを説明しなければならない。
(意見書)

第11条 前条第2項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地からの意見
(実施状況の報告書)

第12条 条例第12条に規定する報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 説明会の開催日時
 - (2) 説明会の開催場所
 - (3) 説明会の対象地域
 - (4) 説明会に参加した者の氏名及び住所
 - (5) 説明会の経過及び概要
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 第1項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 説明会で配布した書類及び図面
 - (2) 条例第11条に規定する意見に対する見解を記載した書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面
(事業計画又は周知計画の変更の届出等)

第13条 条例第16条第1項の規定による届出を行おうとする者は、事業計画の変更にあつては事業計画変更届(様式第5号)、周知計画の変更にあつては周知計画変更届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。
(軽微な変更等)

第14条 条例第16条第2項に規定する事業計画の変更に係る規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わない変更
- (2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更

2 条例第16条第2項に規定する周知計画の変更に係る規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 説明会に配布する書類又は図面の変更
- (2) 周知が更に図られると認められる変更
(廃止届)

第15条 条例第17条第1項の規定による届出を行おうとする者は、事業計画廃止届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 条例第17条第2項の規定による広告を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載し、第6条第2項に規定する方法により広告しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 廃止した事業計画の概要
(あっせん)

第16条 条例第18条第1項に規定する紛争の調整の申出を行おうとする者は、紛争調整申出書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第18条第2項の規定により、あっせんを行うことを決定したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

3 知事は、あっせんを行うに当たり、当事者に出席を求めることができる。

(公表)

第17条 条例第21条第2項に規定する規則で定める公表の方法は、兵庫県公報への登載その他知事が適当と認める方法とする。

2 条例第21条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 住所並びに法人にあつては、その名称及び代表者の氏名
- (2) 事業計画の概要

- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(国等に関する特例)

第18条 条例第22条に規定する規則で定める法人は、次のとおりとする。

- (1) 広域臨海環境整備センター
(2) 日本下水道事業団
(3) 財団法人ひょうご環境創造協会
(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が適当と認める法人
(書類等の提出部数及び経由機関)

第19条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面(第11条に規定するものを除く。)は、全て正副3通を作成し、産業廃棄物処理施設の設置場所を管轄する県民局長又は県民センター長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成元年9月25日から施行する。

附 則 (平成4年7月3日規則第61号)

この規則は、平成4年7月4日から施行する。

附 則 (平成8年3月22日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年6月16日規則第64号)

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第77号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月14日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第19号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (令和3年3月31日規則第10号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定(以下この項において「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。

事 業 計 画 書

年 月 日

兵庫県知事 様

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

住 所

.....

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

氏 名

.....

電 話

（ ） -
.....

電子メール

.....

産業廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由	
産業廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の処理能力	
産業廃棄物処理施設の処理方式、構造及び設備の概要	
生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果	
事業を実施するにつき必要な他の法令の許可等の種類	
その他の記載事項	

周 知 計 画 書

年 月 日

兵庫県知事 様

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

住 所

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

電 話 () -

電子メール

施 設 の 種 類		
説明会 に関する事項	開 催 日 時	
	開 催 場 所	
	対 象 地 域	
	開催の周知方法	
	配布する書類及び 図面の名称	
広告及 び縦覧 に関する事項	広 告 す る 地 域	
	広告の方法及び広 告日	
	縦 覧 場 所	
	縦覧期間及び縦覧 時間	
説明会並びに広告及び縦覧 以外の周知の方法		
そ の 他 の 記 載 事 項		

意 見 書

年 月 日

様

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

住 所

.....
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

氏 名

電 話 （ ） -
.....

電子メール
.....

事 業 の 概 要	事業者の氏名又は 名称	
	施 設 の 種 類	
	施設の設置場所	
地域における健全な生活環 境の維持及び向上の見地か らの意見		

説明会等実施状況報告書

年 月 日

兵庫県知事

様

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

住 所

.....

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

氏 名

.....

電 話 （ ） -

.....

電子メール

.....

施 設 の 種 類		
施 設 の 設 置 場 所		
説 明 会 に 関 す る 事 項	開 催 日 時	
	開 催 場 所	
	対 象 地 域	
	参加した者の氏名及び住所	
	経 過 及 び 概 要	
広 に 関 す る 事 項 及 び 縦 覧	広 告 し た 地 域	
	広 告 の 方 法 及 び 広 告 日	
	縦 覧 場 所	
	縦 覧 期 間 及 び 縦 覧 時 間	
説明会並びに広告及び縦覧以外の周知の方法を用いた場合にあつては、その実施状況		
そ の 他 の 記 載 事 項		

添付書類

- 1 説明会で配布した書類及び図面
- 2 関係住民の意見に対する見解を記載した書類
- 3 広告した事実を証する書類
- 4 縦覧簿の写し
- 5 その他必要な書類及び図面

事業計画変更届

年 月 日

兵庫県知事

様

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

住所

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

氏名

電話（ ） -

電子メール

施設の種類		
施設の設置場所		
変更に係る事項	変更前	変更後
事業者の住所		
事業者の氏名又は名称		
産業廃棄物処理施設の設置の目的 又は設置を必要とする理由		
産業廃棄物処理施設の種類及び当 該施設において処理する産業廃棄 物の種類		
産業廃棄物処理施設の設置場所		
産業廃棄物処理施設の処理能力		
産業廃棄物処理施設の処理方式、 構造及び設備の概要		
生活環境の保全のための措置及び その結果期待される効果		
事業を実施するにつき必要な他の 法令の許可等の種類		
その他の記載事項		

周 知 計 画 変 更 届

年 月 日

兵庫県知事

様

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

住 所

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

氏 名

電 話 （ ） -

電子メール

変 更 に 係 る 事 項		
説 明 会 に 関 す る 事 項	開 催 日 時	
	開 催 場 所	
	対 象 地 域	
	開 催 の 周 知 方 法	
	配布する書類及び図面の名称	
広 告 及 び 縦 覧 に 関 す る 事 項	広 告 し た 地 域	
	広告の方法及び広告日	
	縦 覧 場 所	
	縦覧期間及び縦覧時間	
説明会並びに広告及び縦覧以外の周知方法に関する事項		
そ の 他 の 記 載 事 項		

事業計画廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所

.....

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

.....

電 話 () -

.....

電子メール

.....

廃止しようとする事業計画の概要	
廃止の予定年月日	
廃止の理由	

紛 争 調 整 申 出 書

年 月 日

兵庫県知事 様

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

電 話 () -

電子メール

施 設 の 種 類	
施 設 の 設 置 場 所	
紛争の相手方の氏名又は名称及び住所	
紛争の調整を求める事項	
交 渉 経 過 の 概 要	
その他参考となる事項	